

### 昭和初期の泡盛製造業における酒造組合の意義： 東京琉球泡盛商組合を中心に

小西, 史郎

---

(出版者 / Publisher)

法政大学大学院

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

大学院紀要 = Bulletin of graduate studies

(巻 / Volume)

89

(開始ページ / Start Page)

90

(終了ページ / End Page)

107

(発行年 / Year)

2022-10-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00026031>

# 昭和初期の泡盛製造業における酒造組合の意義 —東京琉球泡盛商組合を中心に—

経営学研究科 経営学専攻

博士後期課程2021年度満期退学 小西 史郎

## 1 はじめに

沖縄の泡盛製造業は、一般的には伝統産業と呼ばれている。歴史的にみると、泡盛は、14世紀後半頃にシャム（タイ）より南蛮酒として輸入されたのが起源とされている。やがて、輸入から内国産化への道を辿るが、元々が南方で作られた酒だっただけに、沖縄の亜熱帯気候の風土にもよく適合した。泡盛は単式蒸留酒に属するので九州の芋焼酎やそば焼酎とほぼ同じ製法であるが、泡盛が基本的にはタイ米などの外来米を原材料としてきたのに対して、九州の焼酎はさつまいもやそばなどを主な原材料としている。また、泡盛は製造工程の発酵工程において黒麹菌を使い、九州の焼酎や日本酒が多くの場合、黄麹菌や白麹菌を使用している点との違いがある。黒麹菌は、高温下で発生しやすいバクテリアなどの有害物質を食べるため、亜熱帯地域に属する沖縄での酒造りに適していると言われている<sup>1</sup>。

泡盛は、琉球王国時代には王府管轄下で製造が行われ、当時の外交上で極めて有力な貿易上の産品となっていた。泡盛製造は厳しく統制され、製造は王府のある首里周辺のみ、製造を許された職人も40人に限られていた<sup>2</sup>。

明治期になり、沖縄県になると、泡盛製造が王府管轄下から民間に自由化される。やがて泡盛製造は首里から沖縄本島全域、八重山、宮古へと地域を広げていく。当時の明治政府は、琉球王国から日本への移行をゆるやかに進めるため、当面の間、沖縄に琉球王国時代の体制、制度を維持することを許した。この政策は旧慣温存策と呼ばれている。泡盛製造に関して言えば税制面での優遇措置が与えられた。日露戦争の頃には、沖縄の泡盛製造は、「当時の沖縄の重要輸出品としては砂糖、泡盛、反布があげられる。泡盛は砂糖に次ぐ重要な輸出品であったのである。」と言えるような沖縄の主力産業に成長していた<sup>3</sup>。しかし、明治後期の地租改正を境に旧慣温存策による旧体制が終わるとともに、泡盛に対する税制面での優遇も徐々に減少し、本土並みの税基準に移行していく。そうした流れの中で、大正期になると当時の時代背景と呼応するように泡盛製造の状況も悪くなっていった。

このような状況の中、明治後期になると酒造組合が設立される。しかし、初めての酒造組合は正式な認可を受ける前に頓挫し、2度目の酒造組合も政府に対する抗議の意思は示したものの、それが受け入れられることはなかった。そして、昭和になり、3度目の酒造組合が立ち上がる。この酒造組合は新しい手法で改革を行っていくが、同時に、東京においても販売面の強化を目的に酒造組合が設立される。

本稿では、昭和初期から戦前期における泡盛製造業の好況期を生み出した要因を探るために、琉球王国から昭和の戦前期に至る時間の流れの中で、泡盛製造がどのような経緯を辿ったのかを見ながら、特に、生産地である沖縄と消費地である東京の酒造組合の働きに着目し、昭和初期の泡盛製造業における酒造組合の意義について考えてみたい。

## 2 先行研究のレビュー

### 2-1 近代沖縄県経済の特徴

沖縄は廃藩置県によって、琉球王国から沖縄県となり、政治、経済のほぼすべてが日本の枠組みに組み込まれることになるが、明治から昭和初期にかけての沖縄の経済はどのような状況にあったのか。田港は、以下の点を指摘している。

「県経済にはつぎのような諸特徴をみとめることができよう。それは、①後進、②零細、③従属の三点である。すなわち、前近代部分を多様に存在せしめ（後進）、資本形成も微弱な（零細）県経済は、その時々「国策」と全国的な経済動向にほ

<sup>1</sup> 萩尾(2004) 第二章を参照。

<sup>2</sup> 萩尾(2004) 第三章4、を参照。

<sup>3</sup> 萩尾(2004) 117頁。

んろうされながら（従属）、大資本優位の、軍事的侵略的な日本資本主義を支える底辺に位置づけられるのである。」<sup>4</sup>

田港によれば、第1の「後進性」とは、戦前期において、沖縄県の産業の中心が農業であったという点である。1930年（昭和5年）時点で、沖縄の農業人口は全産業人口の73%であり、全国平均の約50%を大きく上回っていた。農業人口が相対的に多いことと比較すると、資本主義の発展段階の基準となる工業人口が少ない。また、農家1戸あたりの平均的な耕地面積が小さく、零細な農家群を想定できるとしている。そして、このような状況は、戦前期の沖縄の農業に一貫していた特徴の1つで、労働者を雇用して経営するという形態ではなく、農業が家族労働を中心になされ、さらには近代農業に必要な機械化や農業技術の遅れが後進性を示す指標となると指摘している。

工業についても農業と同様で、酒造、織物などの伝統的な工業も、労働者を雇って経営されていた工場は少なく、生産高に比べて製造会社の数が多いことから、それらの多くは雇用人員が少ない家内工業であり、資本の規模は小さく、機械の導入もできない状況であった。また、企業における資本の規模は、中央政府による政府系工場の官業払下げなどの保護育成策によって生まれた分蜜糖製造会社や琉球王家の尚家が琉球処分への代わりを得た秩禄処分金によって経営した海運業などではその規模は大きかったが、沖縄の自主資本によるものは比較的規模が小さく、弱かった点を指摘している。

第2の「零細性」は、工業における動力未使用工場が多く、手工業的であり、工場当たりの雇用労働者の数が平均して20名を超えないなど、工場の圧倒的多数が中小零細企業である点である。この点からは、工場数の多さが資本規模の大きさを必ずしも意味するものではないということを指摘している。

第3の「従属性」については、明治政府による当時の沖縄県統治にかかわる行政や財政政策への従属性を指摘している。1879年（明治12年）の琉球処分から1899年（明治32年）の沖縄県土地整理法による本土同様の地租改正が始まるまでの20年間は、旧慣温存策が明治政府によって取られた。旧慣温存策は、琉球王国時代の支配層に特権を保証し、同時に日本の中央集権体制に組み入れるためのものであった。旧慣温存策では、士族の家禄や領地の保証、農民の土地保有の不許可や旧来通りの租税制度など琉球王国時代の制度が継続した。

この旧慣温存策の目的は、「①琉球復旧運動に奔走する旧支配層を懐柔し、同時に②沖縄から徴収される国庫収入の既定額をいささかも減少させることなく確実に掌握すること」と考えられ、明治政府に対する琉球王国末期の士族たちの不満を緩和するために取られた経過措置であったが、旧制度の継続は農民にとっては非常に厳しいものであった。

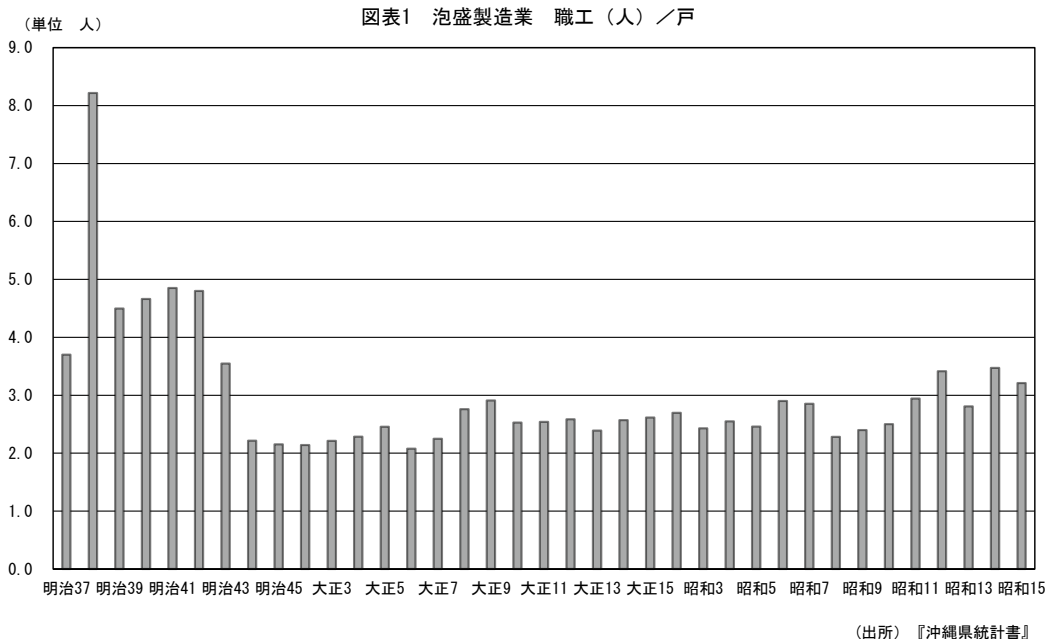
田港は以上のように、「後進性」、「零細性」、「従属性」が、明治期から昭和の戦前期までの沖縄県経済の特徴であると指摘したが、これらの3点は、それぞれが別個の性質を持ったものというよりは、相互に密接に結びついた性質であり、それらが絡まりあいながら沖縄県経済を形成していったと考えられる。

明治に入り、日本本土が急速に近代化を遂げていく中で、沖縄の近代化の出発点が旧慣温存策によって日本本土に20年遅れたことは、沖縄の発展にとっては大きな痛手であった。そして、比較的規模の大きな資本は官業払下げ事業や尚家の関係する事業に限られ、その他の大部分は零細な資本によるものであった。田港の指摘通り、旧慣温存策はその後の沖縄経済を停滞させる大きな要因であったと考えられる。

従って、多くの人々は農業や漁業などの第一次産業か、工業分野では規模の大きな製糖業を除けば、泡盛や織物、帽子のような小規模な伝統産業と呼ばれている分野の仕事に従事する道を選択するほかはなかったであろう。

<sup>4</sup> 沖縄県(1972)『沖縄県史第3巻各論編2経済』「第一章 総説」(田港朝昭稿)3頁。

<sup>5</sup> 西里(1981)213頁。



図表1は、明治後期から昭和戦前期にかけての泡盛製造業1戸当たりの職工の人数である。泡盛製造業の最盛期と言われる、明治37年から明治43年までが、1戸当たり3人を超えているが、大正期になると2人台に落ち込み、再び泡盛製造業が活気づく昭和初期から戦前期において3人台に増加している。無論、個々に規模の大小はあったであろうが、この数字からは多くの泡盛製造工場が、数人程度の職工しかいなかったという状況が容易に想像できる。

旧慣温存策は、1899年(明治32年)の地租改正を境に終焉に向かっていくが、中央政府が「富国強兵」のもとに全国的に税の徴収を強化していく中、沖縄県も他県と同様の状況に置かれていく。地租などの直接国税や砂糖消費税などの間接国税が急激に増額されていくことは、当時の沖縄県経済にとっては厳しく、到底他県同様の経済水準に追いつけるような状況ではなかったのである。

## 2-2 泡盛に関する研究

### 2-2-1 琉球王国時代の泡盛

泡盛の起源論には2つの説がある。もっとも有名な説は、東恩納寛惇の、シャム(タイ)の蒸留酒ラオロンを起源とするものである。東恩納は、昭和8年(1933年)当時、東京府立高等学校の教授であったが、昭和8年1月より約1年間、在外研究員として南支、南洋、印度方面に出張し、その際に泡盛の起源についての調査を行っている。東恩納は、「泡盛雑考」の中で泡盛がタイのラオロン酒を起源とする理由を、「私が先年シャムに行った時に、偶然シャム国産の「ラオ・ロン」と云ふ酒を賞味する機会を得たが、その香気と云ひ泡盛と全然同一であるに驚いた。私はその見本を一壺首里の酒造組合事務所へ送って鑑定してもらったところ、泡盛と似てゐるばかりでなく、むしろ古酒に匹敵する風味があると折紙をつけて呉れた。「ラオ・ロン」と云ふ名もシャム語で焼酒の意味である。其後盤谷(バンコック)の国立博物館に行って、今から約七百年程前の「ソコウタイ」時代の壺と云ふものを見たがその大きさ形、共に琉球の泡盛壺と寸分の違ひもない。(中略)シャム酒の製法について専門的に叙述する事は私には出来ない。私は同国政府の照会を得て、国立醸造所を参観したが大体の組織は琉球の首里三箇の酒家と同一で、地面に埋められた「モロミ」壺の具合「ランビキ」の形式等も大略同様である。」と述べている<sup>6</sup>。また、冊封正使<sup>7</sup>・陳侃によれば、「王は、酒をささげて、私たちにそれをすすめて坐についた。その酒は、まことに清烈で、暹羅(シャム)から来た(ラオロン)酒に似ている。」と記述されており<sup>8</sup>、東恩納と同じく、タイ起源説の根拠の一つとなっている。

<sup>6</sup> 東恩納(1934) 338-340頁。

<sup>7</sup> 新たな琉球国王を任命するために、中国から来る使者を冊封使と呼んだ。

<sup>8</sup> 原田禹雄訳注(1995) 訳注『陳侃 使琉球録』46頁。

その一方、中国起源説としては、琉球王府側の最初の酒の記述と言われている『琉球国由来記』の中に「琉球は、洪武（明）のはじめ、中国と交流があった。（焼酎は）この時に伝わってきており、米、粟、稷、麦を使って一か月余りで作られ、泡盛と言う。琉球の銘酒である。壺に入れて貯蔵すると年数を経て味と香りが増す」という記述がある<sup>9</sup>。その他にも中国に泡盛の製法に近い酒があり、中国説が有力になっているという話も聞かすが、明確な裏付け資料は出ていない。

以上が、泡盛起源説の概要であるが、ここで重要なことは、泡盛が土着の酒ではないという点である。泡盛が沖縄以外の南方の国から輸入され、それが定着し、製造されるようになったということは、日本の清酒が「酒造業は近世来、作得米の利用という側面から大地主の副業として広く農村において展開した一類型を成立させた。」<sup>10</sup>、言い換えれば、日本酒の製造が農家の余剰米の活用から始まり、広がったという状況と比べ、泡盛製造が原材料を輸入するところから始めなければならなかった点で大きく異なっている。現在は、原材料としてタイ米を主に使っているが、過去には唐米、粟などの穀物なども使われていたようである。明治期には原材料を輸入する際に関税がかかり、また泡盛としての製品を輸出する際にも関税がかかるという、言わば二重課税の状況があり、当時の首里区会議員や酒造組合が政府に改善の申し入れを行っている<sup>11</sup>。

琉球王国時代の泡盛がどのような役割を果たしていたのかを知るための手がかりの1つに江戸上りがある。泡盛は、琉球王国時代に王府の管轄下で製造を行い、当時の外交上で極めて有力な貿易上の産品となっていた。江戸時代には、徳川将軍交代時と琉球国王交代時に、琉球王府から江戸に向けて使者を派遣する「江戸上り」という行事が行われていた<sup>12</sup>。「江戸上り」は、琉球国王の親書を携えた側近や役人おおよそ100名前後が、琉球王府のある、首里城を出発し、江戸の徳川将軍に謁見するために往復おおよそ1年をかけた行軍であった。「江戸上り」は江戸時代に18回行われており、その時の献上品として泡盛が記録されている<sup>13</sup>。また、江戸末期にペリーが琉球を訪れた際に、泡盛が歓迎のための晩餐会で振舞われた形跡がある<sup>14</sup>。

また、当時の泡盛製造は王府首里城の周辺（首里三箇）に限られ、焼酎職人40人が任命され<sup>15</sup>、製造されていた。泡盛製造は民間には許されず、外交上の主要な産品となっていた。

以上のことから、琉球王国当時の泡盛は、国が直接、製造や流通、消費を管理していたということがわかる。味や品質においても自信を持った商品であったからこそ、国家的な行事の際に接待用の酒として使うことができたのであろう。

## 2-2-2 明治期から大正期にかけての泡盛製造の諸問題

明治期になると泡盛の製造は民間に開放される。『沖縄県酒連50年史』によると、「1876年（明治9）には泡盛製造免許料を支払えば、首里三箇以外の住民にも製造許可があり、さらに、1979年（明治12）、廃藩置県に伴い首里王府が解体されると酒造りが自由化され、酒造所は急速に増加した。」とある<sup>16</sup>。また、明治16年（1883年）の『沖縄県統計書』には以下の記載がある。

### 第八〇 酒類ノ醸造

醸造石高<sup>17</sup> 首里 7,481 那覇 4 真和志間切<sup>18</sup> 326 南風原間切 144 合計 7,955

醸造人員 首里 81 那覇 1 真和志間切 5 南風原間切 2 合計 89

<sup>9</sup> 琉球王府編（1940）『琉球国由来記』99頁。

<sup>10</sup> 八久保（2007）31頁。

<sup>11</sup> 「出港税増加に対する陳情委員」（明治34年1月23日）、「泡盛業者の活路」（明治44年9月29日）『琉球新報』記事より。

<sup>12</sup> 宮城（1982a）1頁。使者は、徳川将軍交代時は慶賀使、琉球国王交代時は謝恩使と呼ばれた。

<sup>13</sup> 宮城（1982a）109-110頁。

<sup>14</sup> 萩尾（2004）90-91頁

<sup>15</sup> 萩尾（2004）85頁。

<sup>16</sup> 沖縄県酒造組合連合会（2000）『沖縄県酒連50年誌』29頁。

<sup>17</sup> 石（こく）は容量の単位、1石は10斗=100升=約180リットルである。

<sup>18</sup> 間切は琉球王国時代から明治期の沖縄の行政区分で、1908年（明治41年）に間切から村に移管された。

この時点では製造地としては首里が醸造高、職工の数では他を圧倒していた。琉球王国時代の泡盛製造の状況から大きく変わっていないことを示している。もともと真和志間切や南風原間切は琉球王府の直轄領であった関係から首里で泡盛製造に携わっていた職人が移転をした可能性もある。現在では、大きな泡盛工場がある久米島、宮古、八重山も記録としては出てこない。また、沖縄本島にしても首里から数キロメートルの範囲内の比較的近い場所に集中しており、泡盛製造は、沖縄本島各地や離島ではようやく開始されはじめた時期であると考えられる。

図表 2 明治期の泡盛醸造人員・醸造石高・移出石高・出港税の変遷

和暦(年)	西暦(年)	醸造人員	醸造石高	移出石高	出港税(円)	備考
明治16	1883	89	7,955	—	—	
明治20	1887	324	894	—	—	
明治21	1888	339	25,192	703	2,110	出港税 1石3円
明治22	1889	365	17,252	3,698	11,093	
明治23	1890	329	15,898	4,967	14,900	
明治24	1891	332	30,628	4,938	14,814	
明治25	1892	411	69,143	4,127	12,380	
明治26	1893	447	19,555	5,945	17,834	
明治27	1894	284	40,377	8,395	25,186	
明治28	1895	265	19,256	6,616	19,847	
明治29	1896	272	20,553	9,755	35,199	出港税 1石7円に改正
明治30	1897	454	17,851	8,118	56,831	
明治31	1898	661	17,370	9,856	72,616	

(出所)『沖縄県統計書』及び西原(1977)

図表 2 は、明治 31 年までの時期における泡盛製造の人員と製造高の変遷を表している。

この時期は、沖縄が、旧慣温存策の恩恵を受け取りながら同時に新しい時代の変化を受け入れ始めた時期でもある。醸造人員は明治 16 年の 89 人から明治 31 年の 661 人まで、明治 27 年から明治 29 年までの 3 か年を除くと着実に増加した。移出石高の増加も著しく、特に明治 29 年以降は伸びが顕著で、明治 31 年には醸造石高の内、移出石高のシェアは 50%を超えるまでになった。西原(1977)は、明治 29 年の改正で、出港税率が一石 3 円から 7 円に増加してもなお、日本本土に適用される税率よりも 1 円安かった点を指摘している<sup>19</sup>。

図表 3 明治 23 年 酒類ノ醸造

	首里	島尻	中頭	国頭	久米島	宮古島	八重山島	合計
醸造石高	14,143	289	26	213	9	1,055	163	15,898
醸造人員	94	4	1	4	22	50	154	329

(出所)『沖縄県統計書』

図表 3 は、明治 23 年における泡盛製造の沖縄県内での分布状況を示している。この時期になると首里の製造高は圧倒的に多いものの、泡盛製造は沖縄本島全体さらには離島にも地域的な広がりを見せている。八重山島の醸造人員が醸造石高に比べて多いが、この数字は自家用酒を製造している人員を含めたものと考えられる。大正 11 年以降の統計表では、八重山島の自家用酒の醸造戸数や醸造人員は以下のように×印で区別し表記されている。例えば、大正 11 年の八重山郡の製造戸数は 4 戸、×830 戸、職工の合計人数は 8 人、×761 人と表記されており、備考には、「表中×符ヲ付セルハ自家用ヲ示ス」と書かれている。

旧慣温存策としては、明治政府からの税制面での優遇措置があった<sup>20</sup>。沖縄産の酒造に対する課税基準が本土基準の課税

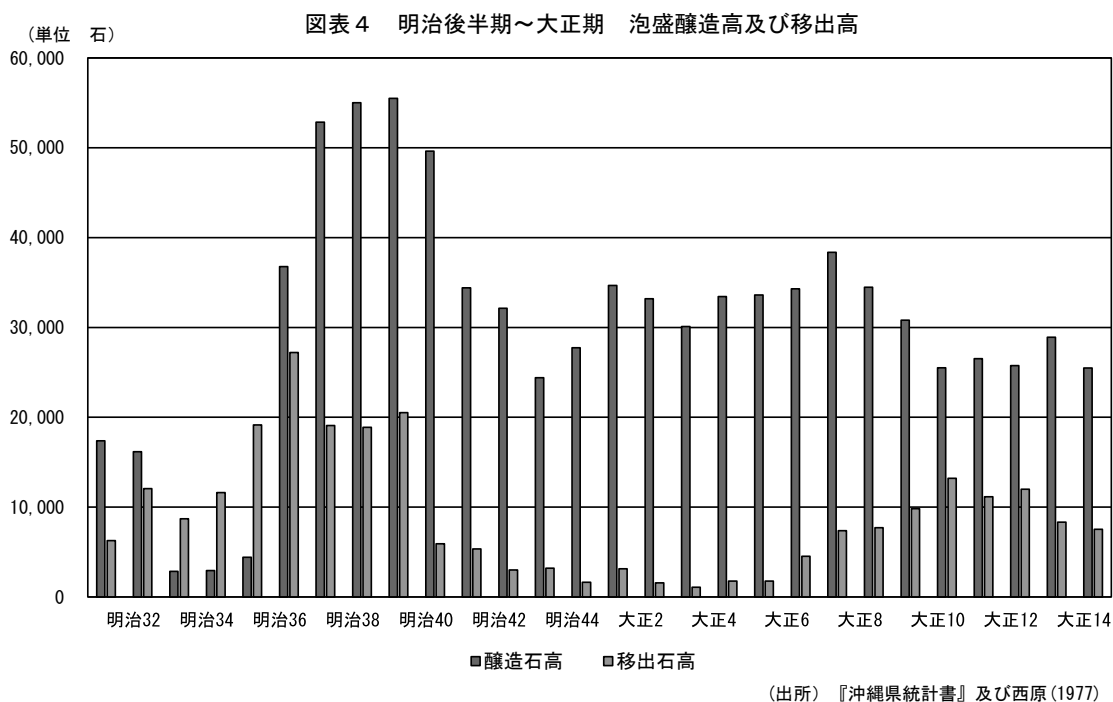
<sup>19</sup> 西原(1977) 73 頁。

<sup>20</sup> 税制をめぐる詳細は、西原(1977)「明治大正期の泡盛と税制問題」参照。

額に比べて安かったために、寄留商人<sup>21</sup>を介して沖縄産の税額の低い焼酎を鹿児島に移出し、鹿児島の業者、県当局との間で問題となっていた。

そのような中、課税基準を変えるための改正が明治31年から明治41年にかけて8回、大正期に4回実施された。こうした改正は、「明治41年10月1日より沖縄県等にも「酒造税法」（税率は全国の三分の一ではあった）が適用され、大正9年8月1日からは全国と同率の造石税を課せることとなった」と書かれているように<sup>22</sup>、大正9年の改正での本土並み課税が実施されることで一旦は終わる。

この時期の特徴としては、泡盛製造が民間に開放され、沖縄各地に広がりを見せる中、税制面での旧慣温存策によって保護を受けたことで、鹿児島に代表される日本本土側との対立の構図が表面化し、その結果、数回にわたる税制改革が実施され、大正期になり、ようやく本土並みの条件となった点にある。



図表4は、沖縄県土地整理法(明治32年)による地租改正で、沖縄の旧慣温存策の廃止に向けた改革が始まってから大正末までの泡盛醸造石高と移出石高を比較したものである。

この表からは、明治37年から明治41年までの5年間で泡盛製造における醸造高のピークで、明治36年から明治40年までの5年間で移出高のピークであったことがわかる。また、大正期になると泡盛醸造高は全盛期と比較し、絶対量は減るものの多少の増減を繰り返しているが、移出高は明治41年から大正6年までの落ち込みが厳しく、その後は緩やかに増加している。

まず、明治後半期から大正期にかけての好不調の要因は、以下の「泡盛業の盛衰と県下利害の関係大要」(『琉球新報』明治42年1月3日)の記事に見られる。

「明治三十七八年頃の本県泡盛醸造は、戦時中軍用品工業用に使用せらるる結果として随分の増加を見たが、其後此の方面の需要が減じたるにより、県下の泡盛業に影響し、年々多少宛の減額を見つゝあり、中には斯業家にして不景気に堪へず、廃業の已むなきものさえありき／＼本件泡盛業は原料品たる袋米の価額の高まりにつれ、朝鮮粟などに乗り換えつゝあり、其の結果商品の品位下劣に陥りつゝあると反比例して政府の賦税は著しく増加を見つゝあり」

<sup>21</sup> 金城(1978)は、「寄留商人とは、明治、大正、戦前昭和期において沖縄(県)で商業に従事した他県商人の総称である」と規定。

<sup>22</sup> 西原(1977) 76頁。

上記記事の中で、戦時中とは日露戦争（明治 37 年-同 38 年）であるが、軍用品工業用としての泡盛需要が好調の要因だったと述べられている。これについては、昭和初期に東京で発行されていた、東京在住の沖縄人向け月刊新聞『南島』（昭和 8 年 3 月 5 日）の中で、「泡盛の黄金時代 入江藤五郎」の記事に以下のくだりがある。

「日露戦争の時には泡盛を火薬の原料にすると云ふので僕は海江田<sup>23</sup>の代人として三万円の保証金を陸軍に供託して泡盛を陸軍に納入したのであるが、其時は容器が不足し阪神から酒樽を買ひ集めて沖縄へ送りそれに泡盛を詰め込んで直行船で輸送したものである。火薬の原料であるから色とか香には頓着なく四十五度の度さえあればどしどし納入出来たものであるから愉快的なものであった。」

また、大正期の不況の要因について、西原(1977)は、新崎(1923)の「泡盛県外輸出の今昔（二）」『琉球新報』（大正 4 年 6 月 10 日）の中から、以下の 5 点をその要因として挙げている。

- 一、東京及び九州各県（主に宮崎、鹿児島）に於て焼酎業の発展したる為め泡盛の販路が一部蚕食されたり
- 二、泡盛の風味が漸次其需要者に賞讃され其信用を保ち得んとしたるに際し他の品位劣等の焼酎を混和販売したるが為め其信用を漸次失墜せんとす
- 三、県外に輸出する泡盛の品位一定せざる傾向あり
- 四、税率改正後本県泡盛の県外輸出は他県のそれに比し不利益なり
- 五、砂糖輸出季の際には各汽船会社に於て泡盛の積載を好まざる弊あり

西原は上記 5 点では、新崎が税制の問題を重視しており、新崎の見解は妥当なものとしたうえで、西原が付け加える点として、他県の焼酎と比べて泡盛の価値が割高になっていることを以下のように挙げている。

「泡盛の原料となる米は外国や県外から輸移入していたが、その輸送費と、泡盛を移出する際の輸送費とが二重にかかるため、その分だけでも割高になっていた。県経済発展のネックとみられた沖縄と本土間の輸送問題は、ここでも大きな比重を占めていた。また、国内米穀を保護するために、外国米に高率の穀物関税をかけていたので、その原料の多くを唐米に依存する泡盛にとって、これもまた他県産の焼酎に比べて高くつく要因になった。」<sup>24</sup>

また、酒造税法が改正される度に泡盛の酒造税（造石税＋出港税）が上がり、清酒の 1.5~2 倍程度になっており、これらの状況が、酒造組合が二重課税に反対する背景となったと述べている。

明治後半期の泡盛需要の要因については、泡盛が本来の飲料としての用途ではなく、火薬としての需要が大きかったというところが興味深い。軍用途としては、アルコール消毒薬、気付け薬などの用途は容易に考えられるが、火薬としての需要が殊のほか大きかったという点については意外性があった。大正期の泡盛不況の要因は新崎や西原の言う、酒造税の問題が大きく、それが酒造組合の設立につながったというのは必然的な話である。

以上のように、明治期から大正期にかけての泡盛製造業は、旧慣温存策や中央政府の税制の問題、また日露戦争時のいわば与えられた需要によって、容易に業績が左右されるというように非常に脆弱な体質を持っていたと言わざるを得ない。製造工場の数は増えたもののそれぞれの工場規模は小さく、零細企業の集合体といったものであった。

このことは、田港の言う、「後進性」、「零細性」、「従属性」そのものを示していると言えるのではなかろうか。そして、これら 3 つの性質が、相互に絡まりあいながら当時の泡盛製造業を形成していたと考えられる。このような従属的、受動的な状況を打開するためには、それとは反対の主體的、能動的な活動が必要になるのだが、その動きの一つが酒造組合であったと考えることができる。では、酒造組合がどのようにしてこの状況を打開したのか、しなかったのか、明治期以降の酒造組合の変遷を確認しながら、昭和初期の酒造組合が果たした役割や意義について考えてみたい。

<sup>23</sup> 海江田は鹿児島系の寄留商人のこと。

<sup>24</sup> 西原(1977) 78 頁。



### 3 昭和初期から戦前期における酒造組合の意義

#### 3-1 初めての酒造組合とその失敗

西原(1972)には、明治38年(1905年)、「3月 首里区泡盛酒精販売組合が設立される(翌年の四月より製造に着手)」という記録があるが、この組合の詳細は分からない。3年後の明治41年(1908年)に「沖縄県泡盛製造組合」が結成される。この組合の設立経緯については、萩尾(2004)、佐久本(1998)にも書かれているが、『琉球新報』の酒造組合設立に関わる一連の記事を要約すると以下のようになる。

「酒蔵組合発起」(明治41年9月19日)

「津嘉山珍智氏ほか14名の連署を以て全県下を区域とする酒造組合設置発起の認可を申請中。認可されれば発起人は酒造組合法に拠り二週間以降に酒造家の総会を開き、三分の二以上の同意を得て定款を協定し、再び定款の認可を受けることとする。」

「泡盛製造組合総会」(明治41年9月28日)

「泡盛製造組合の設立総会は昨日午後1時から首里女子小学校で開催された。出席者は122名、津嘉山珍智氏が発起人代表、本件の酒造業者は全員で178人、その内、組合には165人が加入。本日の出席者は三分の二以上なので開会。以下審議内容。

- ・議長は満場一致で津嘉山珍智氏が就任。
- ・創立費は寄付を募集する。
- ・定款については、二三の質疑があったが、結局全部定款通りに可決した。
- ・正副組長及び評議員の俸給は、組合長年額二百円、副組合長年額百八十円ほか
- ・正副組合長及び評議員選挙の件、組合長津嘉山珍智、副組合長新里康昌  
評議員 喜屋武幸永、比嘉昌文、友寄覧章、宮城春秀、大城昌貞、宮城亀寿、宮城康舒、比嘉武太、平敷安盛、幸地亀、玉那覇仁王、新里康信

「酒造組合のごたごた」(明治41年10月7日)

「総会に参加した酒造業者は、組合組織に就いて何らの知識も経験もないところに持ってきて、一部の人が無理やりに計画を進め、考える間もなく定款が可決されてしまった。ここにきて漸く定款の不備を発見し、総会の決議を一旦取消して、改めて定款を制定したいという意見が多数を占めた。」

以上のように、定款の不備をめぐって組合は紛糾する。記事は「酒造組合のごたごた」(明治41年10月8日)、「酒造家の請願」(明治41年10月13日)と続き、百余名の連判状による申請書却下の願書を県庁に提出したと記述されている。そして、「酒造組合は瓦解せり」(明治41年10月20日)では、津嘉山珍智氏個人に対する批判が書き並べられている。こうして初めての酒造組合は組織内部の問題によって県から正式な認可を受けないまま解散することとなった。

#### 3-2 琉球泡盛酒造組合の設立と改革への着手

明治44年(1911)に県及び税務当局の後押しで「琉球泡盛酒造組合」が設立された。大正2年の『沖縄県統計書』には、以下の記載がある。

図表5 酒造組合

組合名称	事務所所在地	設立年月日	同業者ノ種類	組合ノ区域
琉球泡盛酒造組合	首里区宇崎山	明治四十四年五月	泡盛製造業者	那覇区、首里区、島尻郡、中頭郡、国頭郡

(出所)『沖縄県統計書』

この組合には沖縄本島の那覇区、首里区、島尻郡、中頭郡、国頭郡の業者だけが加入し、八重山、宮古の離島からは参加

していない。設立後すぐに中央政府へ請願を行っている。

『琉球新報』「泡盛業者の活路」(明治44年9月29日)には原料米の戻し税と出港税納付制度の改正を政府に請願した記事が書かれている。

「今回酒造組合の評議員会に於て原料米の戻税及び出港税納付制度の改正に就き、主務省へ請願を試みるに決し(中略)泡盛の輸出が斯かる不信を招くに至る原因は一に県外に於ける生産品の影響も之れなきに非ざる可しと唯其の主要要因は増税の結果清酒其の他の酒類との間に課税の均衡を失ひたるにある事明白なる事実なり(後略)」

萩尾(2004)によれば、これらの改正要求は、「出港税については、即納制度を改め、一定の担保をとって納期を定めて税金を徴収すること、また原料米については、泡盛出港税や税法の改正で割高になっており、しかも外米を利用していることから、輸入原料米にかけられる関税分(一石につき四円三十二銭)を製造業者に払い戻す措置を設けるという要請内容であった。」というものであったが、「こうした組合の請願活動にもかかわらず、制度が改められることはなかった。」<sup>25</sup>このように、結局、酒造組合の要求は受け入れられなかった。また、上記記事には、泡盛輸出が不振になっている要因として、泡盛に対する増税によって、泡盛と清酒など他の酒との間の税制面での均衡が失われ、その結果、泡盛の価格が相対的に高くなったことが指摘されている。

しかし、酒造組合が上記のような中央政府への請願活動ばかりを行っていたわけではない。『琉球新報』「酒造組合金牌受賞」(大正6年6月15日)の記事には、酒造組合が出品した泡盛が沖縄県主催の全国家庭食料品博覧会で名誉金牌、大阪市主催の第八回産業博覧会に於いて一等賞金牌を授与され、これは本県泡盛の名誉である、という記事が出ている。このように酒造組合の仕事として、製品のアピールや販促活動も同時に行っていたのである。大正期は、第一次世界大戦(大正3年～大正7年)に続く戦後不況や砂糖価格の暴落(大正9年)などにより日本全体が不況となっていく中、沖縄もその波にのまれていく。

### 3-3 沖縄県酒造組合連合会の設立と吉村丈三の改革

こうした状況を打開するために、昭和3年に沖縄県の内務部長永田亀作が初代会長となって「沖縄県酒造組合連合会」が結成された。連合会は、沖縄本島、八重山、宮古の3つの酒造組合が合同した初の全県的な組合組織となった。連合会設立の目的は、「大正末から昭和初期にかけては世界的な恐慌で県経済は四苦八苦の状態であった。酒造界の立て直しとして、行政指導と業界育成のため、県内務部長が会長職を兼任することになったのである」と書かれており<sup>26</sup>、積極的な改革が求められていた。

こうした中、昭和6年11月に神戸税関より26歳の吉村丈三が那覇税務署長として着任した。吉村は、すぐに泡盛業界の改革に取り組んだ。まず、昭和8年には連合会に「酒造共済会」が組織化され、石高一石につき一円の積立金制度を実施した。積立金は三十万円余りとなり、この資金をもとに貯蔵タンク(四十石入り約6基)を購入し、過剰製品の買い上げ制を実施した<sup>27</sup>。これは、泡盛が保存可能な酒、貯蔵タンクの中で熟成が進み、むしろ酒の味わいが深くなるという泡盛の性質を利用したものであった。この貯蔵タンクの活用が、泡盛の在庫量による生産量の調整を可能にした。さらに吉村は、年次統制割当制を導入し、泡盛製造業者ごとの年間製造数量をあらかじめ決めるという方法で全体の生産数量を抑えた。

この2つの施策、過剰製品の買い上げ制と、年次統制割当制の実施により、過剰生産→乱売競争→酒価暴落という負の連鎖を断ち切り、安定供給による適正価格の維持を実現した。

以上のように、貯蔵タンク導入による在庫調整と、年次統制割当制による生産調整の手法により、「沖縄県酒造組合連合会」は泡盛の価格安定と原材料の数量確保に成功する。また、「酒造共済会」の積立金は会員の納税時の担保や原料米の購入資金として活用され、原料米の購入も連合会がまとめるようになった<sup>28</sup>。これらの施策は、零細工場の集まりであった組合員にとっては、非常に大きな支援となった。その一方、生産面での改革とは別に、組合主催による第一回酒質審査会(昭

<sup>25</sup> 萩尾(2004)119-120頁。

<sup>26</sup> 沖縄県酒造組合連合会(1977)『沖縄県酒造組合連合会誌』「戦前の酒造業界」(石川逢篤稿)59頁。

<sup>27</sup> 佐久本(1978)53-54頁。

<sup>28</sup> 沖縄県酒造組合連合会(2000)『沖縄県酒連50年誌』32頁。

和9年)が実施され、品質面での向上も図られた。

県もこのような民間企業の動きに合わせて、移出産業課を設置し、振興事業計画を開始する。県の特産品の移出奨励のため、東京と大阪には沖縄県物産斡旋所を設置した。そこには、黒糖、泡盛、織物、帽子、漆器、焼物などが置かれ、当時はまだよく知られていなかった、遙か遠方の地からの物産の展示、宣伝の場となった。連合会も宣伝、販促活動を積極的に展開し、ポスターや「酒は泡盛」というレコード制作も行った。

以上のような様々な積極的な改革が行われると、実際の業績も好転していった。

図表6 昭和期の泡盛製造の状況

和暦(年)	西暦(年)	醸造戸数	醸造石高	価額(円)	単価(円)	移出石高
昭和2	1927	99	36,896	2,611,083	70.77	4,798
昭和3	1928	100	26,081	1,897,086	72.74	4,646
昭和4	1929	102	26,918	2,120,606	78.78	4,750
昭和5	1930	100	23,220	1,682,532	72.46	5,450
昭和6	1931	82	21,625	1,596,448	73.82	6,429
昭和7	1932	89	23,407	1,864,309	79.64	8,005
昭和8	1933	89	26,819	2,300,895	85.79	10,108
昭和9	1934	88	28,973	2,559,355	88.34	11,008
昭和10	1935	90	31,945	2,853,542	89.32	11,463
昭和11	1936	89	33,103	2,994,505	90.46	13,369
昭和12	1937	89	33,970	3,333,773	98.14	13,026
昭和13	1938	89	33,462	3,495,874	104.47	14,330
昭和14	1939	89	36,745	4,573,965	124.48	15,108

(出所)『沖縄県統計書』、『沖縄県酒造組合連合会誌』

図表6は昭和初期からの泡盛製造の状況を示している。昭和7年までは年度ごとの変動が大きく、不安定な状況であることがわかる。昭和5年には酒造業者の倒産が続出しており<sup>29</sup>、醸造戸数は昭和5年の100戸から昭和6年の82戸に激減している。移出高は昭和2年から昭和4年までが5,000石未満、昭和5年からは徐々に向上したが、昭和7年までは1万石に届かず、依然として少ない。

しかし、先に述べた、吉村の改革が始まる昭和8年からは、醸造高、価額、移出高において、安定的に数字を伸ばしている。これらの数字を見ると、吉村の改革は成功したとすることができるであろう。

### 3-4 東京琉球泡盛商組合の設立と販売改革

#### 3-4-1 東京琉球泡盛商組合の設立

吉村による沖縄での泡盛の生産面を中心とする改革が進む中、消費地である東京でも泡盛の販売面における改革が始まる。昭和8年に東京琉球泡盛商組合が設立された。設立時の様子は以下の『南島』（昭和8年3月5日）の新聞記事から見ることができる。

「東京琉球泡盛商組合発会式並に第一回総会は去る二月十二日午後一時より萬世橋東京倶楽部に開催、来賓には大城前貴族院議員、竹下、花城、伊礼、の各沖縄県選出の代議士を初め渡口東京沖縄県人会長、西村沖縄県物産東京斡旋所長、仲吉東日記者、上原琉球支局長、比嘉沖縄日日支局長、会員五十余名参会、非常の盛会であった。」

役員は東京で泡盛販売に携わっていた泡盛商から選ばれ、顧問、相談役として、沖縄県出身の議員や沖縄県物産東京斡旋所の所長が就任した。また、沖縄県酒造組合連合会長の平尾喜三郎と沖縄県那覇税務署長からは祝電が入った。役員は以下

<sup>29</sup> 西原(1972) 841頁。

の通り。組合長は置かず、幹事を中心とする共同運営体制を敷いた。幹事5名、評議員20名が、実務運営を担当した。

幹事 金城成綱、平敷安用、宮城 清、宜保友厚、鶴木清治

評議員 亀島国枢、川村禎二、比嘉林繁、山口光輝、浦崎政永、大宜見朝徳、鶴木清治、平敷安用、宜保友厚、嘉手刈信世、宮城 清、金城成綱、中本宗厚、照屋雄健、上里参治、渡邊亀吉、小島金康、加納太三次、伊藤辰巳、外間則栄

顧問 沖縄県選出貴衆両院議員 竹下文隆、花城永渡

沖縄県物産東京幹旋所長 西村緯

相談役 奥島憲仁、川村禎二

組合の決議文として以下の3点が述べられた。決議文の第1は、泡盛の生産制限の撤廃要求、第2は、泡盛の移出用容器と包装の改善要求、第3は、琉球泡盛の宣伝を強化するための支援要求、だった。これらの要求の主たる相手先は、沖縄県酒造組合連合会であった。

第1の泡盛の生産制限撤廃要求は、吉村が始めた改革とは立場を反対にするものであった。吉村は泡盛の価格安定化のために生産調整を行い、沖縄ではその効果が出たが、消費地である東京では、全く逆の問題が起きていた。その理由は、東京での泡盛に対する需要が急拡大していたためであった。円価暴落による外国酒の高騰と東京の泡盛販売業者の努力によって東京の泡盛需要は急増していた。このまま現状の泡盛の生産調整が続き、泡盛の供給量が少ない状況が続くと東京での市場を失ってしまうという危惧があった。泡盛の生産制限については、沖縄県物産東京幹旋所長の西村緯も来賓祝辞の中で、「今沖縄の泡盛は二万石に制限されているようであるが、之位は東京市民に四合ビン一本にも当たらない。生産制限が撤廃せられ東京市場だけでも二万石消費を達成するよう各位の努力を祈る次第である」と述べている<sup>30</sup>。

第2の容器と包装の改善要求は、容器については、泡盛が容器から漏れたり、容器を浸潤させてしまうこと、松の材料で作られた容器の蓋が泡盛の香りを悪くしていることなどで、包装については、容器に貼り付けられた、量目札（重量などの表示）や査定表（品質レベルの表示）、検査票がはがれたり、汚れたりしているものが多いこと、封緘の損失率が多いこと、輸送上の破損率が多いことなどであった。

第3の泡盛の宣伝支援については、清酒や他の酒は、産地の同業組合や県当局が莫大な費用を使って普及宣伝のための支援をしており、沖縄県や酒造組合も同様に支援してほしいというものであった。

図表7 東京琉球泡盛商組合会則

<p>▲茄子 台湾産石油罐半箱一 四一八千錢 漬菜一個七錢一 二錢で變らす ▲胡瓜 漬菜一本四錢一 二錢一錢五厘高菜一本四 錢一錢五厘高菜一本四 錢一錢五厘高菜一本四 の高併合の見込 ▲鹽元(赤豆) 温室五十木一 把十錢一五錢で不變 ▲冬瓜 温室一ヶ二十錢小笠 原一ヶ二十五錢一五錢で變 らす ▲にんにく 乾燥もの買一圓 十錢一五十錢 ▲蠶豆(空豆) 伊豆もの買四 圓一四五十錢房州買三圓 一四五十錢 ▲粟路豆 伊豆産初旬より高 値を持続けているたが入荷後 富の爲め値を崩し、始め買 四圓五十錢一圓が六七 十錢程の下落 鹿兒島より 始め二三日入荷を見たが後 荷なく相場買一圓八十錢一 一圓位。</p>	<p>▲評議員ハ幹事ヲ補佐シ本組合 ノ主要事項ヲ審議スルモノト ス ▲顧問ハ評議員ノ選定ニヨリ 總會ニ於テ推選スルモノト ス ▲第七條 評議員ハ毎年定時總會 ニ於テ選任シ幹事ハ同時ニ評 議員會ニ於テ選定ス ▲第八條 役員ハ毎年八月定時 總會ヲ開キ組合ノ事務ヲ報告 シ議事ヲ議決スハ議事ヲ記載 シ五日前ニ役スモノトス ▲第九條 臨時總會ハ評議員會ノ 即時提案スルコトヲ得 ▲第十條 臨時總會ハ評議員會ノ 決議ニヨリ又ハ組合員ノ過半 數ノ請求ニヨリ之ヲ開クモノ トス ▲第十一條 本組合ノ經費ハ組合 員ノ提出及有志ノ寄附ヲ以 テ之ヲ支辨ス ▲第十二條 本組合員ハ年額金一 円二〇錢組合費ヲ負擔シ定時 總會ニ於テ次年度分ヲ納付ス ルモノトス 但新加入者ハ加入と同時に其 年度分ノ組合費ヲ納付スルモ 組合ニ於テ納入シ受ケタル組 合費ハ如何ナル事由アルトモ 之ヲ返還セザルモノトス ▲第十三條 組合員ニシテ左ノ事 由發生シタル時ハ退任シタル モノト見做ス 一、組合費ヲ虚納シ組合員 請求ヲ受ケ備置期間内ニ納付 ナクサ、ル時 一、本人ノ申出アル時 ▲第十四條 本組合ノ規約ニ違背 シタルモノハ評議員ノ決議ニ 依リ除名ス ▲第十五條 本組合員ニハ組合員 章ヲ交付ス</p>	<p>東京琉球泡盛商 組合會則</p> <p>第一條 本組合ハ東京琉球泡盛 商組合ノ稱ス 第二條 本組合ハ組合員相互ノ 營業上ノ弊害ヲ矯正シ共存共 榮並び親睦ヲ圖リ以テ琉球泡 盛ノ販賣ヲ發揚シ其發達ヲ期 スルヲ目的トス 第三條 本組合ハ東京市ニ於テ 琉球泡盛ノ販賣ヲ營ム者ヲ以 テ之ヲ組織ス 第四條 本組合ノ事務所ハ九ノ 内丸ビル六階沖縄縣物産販賣 幹旋所内ニ之ヲ設ケル 第五條 本組合ハ左ノ事項ヲ行 フモノトス 一、標準價額ノ協定 二、販路ノ開拓 三、類似品ノ駆逐 其後第二條ノ目的ヲ達成スル ニ必要ナル事項 第六條 本組合ニ左ノ役員ヲ置 ク 一、幹事 五名 二、評議員 若干名 三、顧問 若干名 幹事ハ本組合ノ事務ヲ處理ス ルト共ニ組合ヲ代表シ總會及 評議員會ヲ召集シ其議長ヲ ルモノトス</p>	<p>附 則</p> <p>第一條 最初ノ役員ハ創立總會 ニ於テ之ヲ選任ス 第二條 本組合ノ規約ノ定時總會 ニ於テ出席組合員ノ過半數 ノ同意ヲ得テ改正スル事ヲ得 第三條 初年度分ノ組合費ハ創 立總會ニ於テ之ヲ納入スルモ ノトス 第四條 本組合員ハ家族又ハ雇 入シテ其權利及義務ヲ代行 セシムルコトヲ得</p>
--	---	--	--

(出所) 『南島』(昭和8年3月5日)

図表7は東京琉球泡盛商組合の会則である。先に述べた組合の決議文の内容は明らかに沖縄県酒造組合連合会に向けられたものであったが、この会則では東京琉球泡盛商組合の会員向けに組合の目的や具体的な活動内容などが書かれていることを確認できる。第二条で、組合の目的は、「組合員相互の営業上の弊害を矯正し、共存共榮並びに親睦を図り、琉球泡盛の

<sup>30</sup> 『南島』(昭和8年3月5日)。

声価を発揚し、その発達を期する」と書かれ、第三条では、「本組合は東京市に於て琉球泡盛の販売を営む者を以て組織する」と、会員の対象は東京の泡盛商であることが明記されている。

そして、第五条で、実際の具体的な活動内容が以下のように明記されている。

- 一、標準価額の協定
- 二、販路の開拓
- 三、類似品の撃退

その他、第二条の目的を達するために必要な事項

これらの3点は当時の東京の泡盛商にとって喫緊の課題であったと考えられる。

第1の標準価額の協定は、当時、泡盛の標準価額が決まっていなかったことで、泡盛商ごとに販売価格が異なり、それによって販売面での統制が取れない状態であったことが考えられる。昭和8年の東京には、現在の東京23区内の地域に100名近い泡盛商が店を構えており、販売競争は非常に激しかったと推察できる。

第2の販路の開拓も、東京での泡盛商の多さに関係している。小売店舗を中心とした販売だけではなかなか販売量は増えないので、組合の力を使って三越などの大手百貨店や軍などの大口顧客を新規開拓する要望は強かったと考えられる。

第3の類似品の撃退は、泡盛の優良顧客の確保や価格維持にとっては必要なことであった。多少品質が悪くても価格が安い方に顧客は流れやすいという傾向はありうるので、市場が拡大してくると、類似品の排除は必要不可欠になってくる。

以上の経緯を以て、東京における初めての泡盛の販売組合が立ち上がった。設立時の決議文や会則を読むと、組合の目的や活動内容が明快にかつ具体的に規定されており、かなり長い時間をかけて東京で泡盛販売が行われてきた実績や経験に基づいたものであることがわかる。

### 3-4-2 東京における泡盛販売の状況

次に、東京琉球泡盛商組合設立の背景となる東京における泡盛市場の状況を見る。

図表8 各市場の泡盛消費高（移出石高）

和暦(年)	西暦(年)	東京市場	大阪市場	神戸市場	その他市場	年度計
昭和10	1935	4,836	4,735	638	1,253	11,462
昭和11	1936	5,624	4,553	768	2,423	13,368
昭和12	1937	6,454	3,759	877	1,935	13,025
昭和13	1938	7,461	3,958	948	1,964	14,331
昭和14	1939	8,088	3,508	1,044	2,467	15,107
市場計		32,463	20,513	4,275	10,042	67,293

(出所)『沖縄県酒造組合連合会誌』

図表8は、昭和10年から昭和14年にかけての東京、大阪、神戸、その他市場の泡盛の消費高を比較したものである。東京市場は、各年着実に数字を伸ばしており、上記5年間に約1.7倍にまで数字を伸ばしている。その一方、大阪市場は、昭和10年が泡盛消費のピークで、昭和13年に若干戻したものの、昭和14年の数字は、昭和10年と比較し、74%程度にまで落ち込んでいる。神戸市場やその他市場も大きく数字を伸ばしたが、東京市場の伸びや市場規模と比較すると、それほど目立った数字にはなっていない。

日本市場全体から見ると、東京市場のシェアは、昭和10年の42%から、昭和14年の54%へと大きく伸ばし、移出高全体の50%を超えるまでになっていた。東京琉球泡盛商組合の設立は昭和8年なので、図表8の前の時期に当たるが、前述した図表6からもわかるように、泡盛の醸造高、移出高は、昭和8年からは増加の傾向を示しており、その傾向が図表8で示した昭和10年の実績に繋がっていったと考えられる。



図表 11 東京の琉球泡盛商の広告 2

(出所)『南島』(昭和9年3月10日)

図表 11 は、『南島』に掲載された泡盛商の広告である。この広告では、泡盛が、健康に害を及ぼす成分が少なく、健康増進に役立つ酒であるという点、泡盛の風味が洋酒と同等レベルに高いという点、他の酒に比べて価格が安く経済的であるという点、当店の泡盛は、本場沖縄首里の醸造元からのものであるから品質は東京で一番であるという点などが強調されている。この広告で特に興味深いのが、日本酒と比較し、一合の泡盛はお酒（日本酒）三四合に匹敵するというくだりである。仮にアルコール度数が 45 度の泡盛と 15 度の日本酒を比較すれば、泡盛一合が日本酒三四合に相当するが、これを以って、経済的であると言えるかどうかは甚だ疑問である。しかし、広告には「非常時日本は節約と自給自足に更生しなければなりません。」と謳われており、このような広告も当時の人の考え方を知る上での参考にはなるであろう。

東京では、上記泡盛商のような比較的小さな酒屋や卸業者ばかりが泡盛を販売していたわけではない。『南島』(昭和9年1月1日)には、「琉球泡盛の本格的進出 益栄商会始め一流問屋の躍進」というタイトルの記事が出ている。以下、一部を引用する。

「沖縄の特産たる泡盛は従来（中略）、小資本家の間に原始的商取引によって売買されてきたが、昨冬大阪に於ける黒糖界の重鎮（益栄商会代表社員山城興善氏）が泡盛卸部を開始し同商会在従来全国的に有する有力なる得意網と砂糖取扱の関係上、船舶陸上各方面の運送の至便を利用し、泡盛業に躍出して以来業界一段の活況を呈すると共に、中央市場に対する泡盛の本格的進出として一般に刮目されてあるが尚東京に於ける紀ノ国屋、ヤマニ商店、太田洋酒店、佐原屋洋酒店等一流の銘酒問屋及び洋酒問屋が泡盛の販売に着目し一時に二百本三百本の大量の注文を発すると云ふ有様で、昭和九年を迎へ泡盛販売界は一層の多事多端を予想せられ、資本戦宣伝戦は此春泡盛界に一段の活気を示すであらう。」

また、昭和9年2月10日の『南島』「瀬長良直氏、銀座三越支店長就任祝賀会」の記事は、沖縄県出身の瀬長良直氏が銀座三越店の支店長に就任し、その祝賀会に東京在住の沖縄関係者が多数参加したというものである。記事には、以下のやり取りが書かれている。

「(祝賀会の) 発起人を代表して、伊豆味元永氏が開宴の趣旨と主客に謝辞を述べ、瀬長氏には職掌柄今後共沖縄物産の販売斡旋について尽力を乞ふと挨拶し、(中略) (瀬長氏は) 今晚は小生の為めに斯く盛宴を催して戴いた事に対し深く感謝の意を表し今後一層奮励して各位の期待に背かぬよう尽力したいと謝辞を述べ、…(以下略)」

この中には、具体的な泡盛関連の話は出てこないが、東京琉球泡盛商組合の関係者も奥島憲仁、宮城清、大宜味朝徳、平

敷安用と多数出席していることから、瀬長氏を通じて三越と東京の泡盛業者との親しい関係を伺い知ることができる。当時の三越と沖縄の関係では昭和 5 年に日本橋三越本店で琉球展覧会が開催されている。『琉球展覧会目録』<sup>31</sup>を見ると、琉球王国ゆかりの財宝や沖縄の物産、伝統工芸などが展示されており、その序文には、「琉球は鎮西八郎為朝の伝説や芳醇な泡盛の名によって、吾々都会人にも可なり親しみの深い国であったけれど、位置が余りに南に遠く離れて居るため、之を深く知る機会とは少なかった。今迄琉球紅型や陶器に就ての小展覧会は屢々試みられたれど、琉球文化の全般にわたっての展覧は兎に角、今回の此催の他になかったと断言しても差支えないと思ふ。」と書かれている。ここからは当時すでに三越が沖縄物産の販売促進や宣伝の場として催事などで協力をしていたことがわかる。

以上のように、昭和 8 年から昭和 9 年にかけての東京での泡盛を取り巻く周辺事情はかなり活況であったことがわかる。広告に掲載されている泡盛商の人数が 96 名というのも、非常に多いという印象で大変興味深い。

### 3-4-3 東京における泡盛の販売活況の要因

次に、当時の東京に於ける泡盛の販売活況の要因は何であったのかを考えてみたい。

琉球泡盛委託販売、泡盛販路開拓の先駆者と言われた、入江藤五郎は「泡盛の黄金時代」(『南島』昭和 8 年 3 月 5 日)の中で、以下のように鹿児島島の寄留商人の貢献が大きかった点を述べている。

「泡盛が今日の如く盛大になったことは鹿児島商人の力もあづかって大きい。初め東京には鹿児島島の商人の手を経て売り込んだもので、鹿児島島の商人は沖縄の酒造家に米を供給し其代償として酒を受け取っていたのでイヤでも応でも之を売り捌かねばならぬので、盛んに宣伝したものであった。」

また、東京琉球泡盛商組合の役員でもあった三島商店主の川村禎二は、『南島』(昭和 9 年 1 月 1 日)の中で、組合設立後に移入高が激増した要因として、以下の 2 点を挙げた。

- ① 組合が、標準価格を公示して小売業者の利潤を安定させたこと
- ② 組合が、泡盛に対する一般の関心を高めたため、従来は清酒や洋酒の間屋が泡盛を取り扱い始めたこと、さらには新規の卸業者も現れて、これによって卸業者間の競争がおき、結果として小売業者が利益を得たこと

①は、標準価格を公示することで、卸業者や小売店による不当な値下げや値上げを阻止することにつながり、実際の販売価格が安定し、小売業者が一定の利潤を確保することができるようになったということの意味する。

②については、泡盛の宣伝や販売促進活動に力を注いだ結果、泡盛が一般に認知されるようになり、泡盛市場が拡大した。泡盛市場の拡大は、泡盛の販売を目的とする卸業者を増やし、そこに競争の原理が働き、結果として、小売業者が利益を得たことを意味する。

川村は、泡盛市場活況の要因として、小売業者が利益を得たことを強調している。泡盛の扱い量が増えると、質の面でも向上したので、消費者も自身の嗜好に合わせて、商品の選り好みができるようになる。先に挙げた、図表 10 の東京の琉球泡盛商の広告①には、会社名や住所、簡単なあいさつやアピールポイントが書かれているだけであったが、図表 11 の東京の琉球泡盛商の広告②には、詳細に効能や経済性などが書き並べられており、質の違い、他の酒との差別化といったことに力点が置かれている。また、川村は、東京と大阪の商売のやり方の違いについて、以下のように、東京が大阪に比べて泡盛販売に成功している要因を述べている。

「(東京は)大阪とは反対で、大阪は卸商の利益が多く、小売商の利益は少ないようだ。しかし、商売は小売店の利益があることが繁昌するので、この意味に於て、吾々は常に小売側の利益の大ならんことに、之努めてゐるのである。」<sup>32</sup>

川村は、ここでも販売は小売業者が重要であると述べている。改めて、図表 8 各市場の泡盛消費高(移出石高)の、昭和

<sup>31</sup> 東京市日本橋三越(1930)『琉球展覧会目録』。

<sup>32</sup> 『南島』(昭和 9 年 1 月 1 日)。



10年から昭和14年までの5年間の数字を見ると、東京市場の拡大の状況とは対照的に大阪市場の衰退の状況が明確になっている。無論、川村が言うところの、「東京は卸業者よりも小売業者を大切にすが、大阪はその逆である」という要因だけではなからうが、川村の見解も、実際に泡盛販売業の経験からくるものであり、十分に説得力はある。

以上のように、昭和8年に設立された東京琉球泡盛商組合が、様々な活動を通じて、東京での泡盛の消費市場拡大に貢献していた事実がわかる。

### 3-5 考察

沖縄の泡盛酒造組合の変遷を見ると、初めての酒造組合は失敗し、2度目の酒造組合は改革を要求したものの政府からは受け入れられず、3度目の酒造組合ができて初めて本格的な改革を実現したということがわかる。そして、3度目の酒造組合とほぼ同時期に、消費地である東京においても、販売を目的とした酒造組合ができ、この沖縄と東京の2つの酒造組合が両輪となって、昭和8年前後から昭和15年前後までの泡盛の好況期を生み出したと考えることができる。

上記3度目の酒造組合である「沖縄県酒造組合連合会」は、昭和3年に設立されたが、本格的な改革を行ったのは、吉村丈三という、内地<sup>33</sup>から派遣された26歳の那覇税務署長である。吉村は昭和6年11月に那覇に赴任すると、昭和8年に酒造組合内部に「酒造共済会」を立ち上げ、一連の改革を始める。「酒造共済会」の共済という言葉には、生活の安定を図るための相互扶助という意味合いが含まれるので、最初の改革である積立金制度導入の意図は、組合員の生活の安定を図るためのものであったと考えられる。沖縄では模合（もあい）という習慣が一般化しており、現在でも普通に行われている。これは、日本本土の頼母子講にあたるもので、複数の個人が一定の金額を出し合い、個人の必要に応じて金銭を融通し合う、言わば民間による相互扶助の仕組みであるが、吉村はこれにヒントを得て、「酒造共済会」のアイデアを思い付いたのではなからうか。なぜならば、石川が、「戦前の酒造業界」の中で「この積立金制度は全国でも珍しく、中央酒造組合より賞讃されたものである。」と述べているように<sup>34</sup>、当時、酒造組合の積立金制度はまだ広く一般に認知された制度ではなかったからである。

また、この積立金制度は、組合員にとっては模合の酒造組合版であるから、受け入れることに抵抗がなかったと考えられる。積立金は想定外に増え、組合員の個人用途だけではなく、他の用途への活用を考えることになった。それが、貯蔵タンクの導入である。貯蔵タンクの導入は、琉球王国時代の御物城（おもものぐすく）を想起させる。御物城は、琉球王国時代の泡盛を貯蔵するための倉庫である。「倉庫は一年・二年・三年の酒庫に分けられていたといい、この頃には、琉球でも酒を三年間おいてねかせておく習慣があったことがわかる。」ということから<sup>35</sup>、泡盛が長期間の貯蔵が可能な酒であることに、吉村は気付いたのであろう。貯蔵タンクを使えば、泡盛を在庫として保持することができるので、生産量の調整が可能になる。吉村は、着任後の1年間は、沖縄の習慣や泡盛のこと、そして泡盛製造業が抱えている解決すべき問題に就いて、懸命に調査し、その方法を考えついたと想像される。税務署長なので当然のことながら数字には強かった。貯蔵タンクによる在庫調整ができれば、それが安全弁となり、年次統制割当による生産調整が可能になると分かっていた。これで一旦は、泡盛の需給バランスを整え、価格を安定させることができた。吉村の優れたところは、内地人であったにもかかわらず、沖縄と正面から向かい合ったところにある。郷に入れば郷に従えということわざがあるが、それに近いような吉村の精神と税務署長としての問題点を見抜く冷静で沈着な眼力が、当時の泡盛製造業の課題解決に結びついたと考えられる。

その一方で、吉村が沖縄で「酒造共済会」を立ち上げた同年、昭和8年に「東京琉球泡盛商組合」が設立される。昭和初期からの東京における泡盛の市場の広がりには驚くべきものがあった。その頃すでに、東京の泡盛市場の規模は大きく、泡盛販売の歴史も長くなっていった。「東京琉球泡盛商組合」は決議文で、泡盛の生産制限の撤廃を要求している。これは、吉村の生産調整の施策に真っ向から反対する要求であった。ここに、沖縄と東京のずれが生じている。このずれは、泡盛の乱売による価格の乱れが引き起こしたものであろう。東京は確かに市場としては大きいですが、そのことが沖縄の泡盛製造業に対して、十分な利益を還元していない状況があった。おそらく、東京の泡盛商も初めは、東京の泡盛需要の大きさをばかりに目が行き、声高に生産制限の撤廃を要求したと考えられるが、やがて、価格の安定が重要であることに気付いたのであろう。標準価額の協定は、組合が取り組むべき重要事項となり、会則の第五条にも、「本組合ハ左ノ事項ヲ行フモノトス 一。標準

<sup>33</sup> ここで言う内地は沖縄以外の日本本土を指す言い方である。

<sup>34</sup> 沖縄県酒造組合連合会（1977）『沖縄県酒造組合連合会誌』「戦前の酒造業界」（石川逢篤稿）59頁。

<sup>35</sup> 萩尾（2004）72頁。

価額の協定」と書かれている(図表7)。

この東京市場での標準価額の協定こそが、泡盛の価格を安定させると同時に、泡盛の生産制限撤廃を実現する鍵となったのである。東京における泡盛の販売価格が安定すると、沖縄での生産調整は撤廃され、泡盛の醸造高は増加し、同時に東京への移出高も増加した。ここに至って初めて、沖縄と東京のずれが解消し、巨大な東京市場を背景に、沖縄での泡盛醸造高、移出高も増加していく。

以上のように、昭和初期から戦前期にかけての泡盛製造業の好況の要因として、沖縄と東京の2つの酒造組合の貢献が大きかったと考えることができる。

#### 4 おわりに

ここまで見てきたように泡盛製造業の歴史を見ると、琉球王国時代は、王府が徹底的に管理統制する主体として能動的な経営を行い、明治期から大正期にかけては、旧慣温存策による優遇税制や日露戦争時の軍需品としての要求、政府による本土並みの税制要求、戦争による好不況など、言わば外部からの圧力や環境に大きく影響を受けており、これは田港が言うところの従属的で、受動的な経営であったと言える。

酒造組合はこのような状況を改革するために、明治期に立ち上がるが、最初の酒造組合は失敗、2度目も改革と呼ぶには程遠かった。昭和3年に、3度目の酒造組合が立ち上がり、昭和6年になり、内地から派遣されてきた税務署長が改革に乗り出すと、酒造組合は一丸となってこの改革を成功させる。そして、同時期に、東京では販売を目的とした組合が設立される。当時すでに東京は、泡盛の消費市場としては十分に大きくなっていった。

この沖縄と東京の、2つの酒造組合は、お互いに抱えていた課題に対して、双方向での連携を取りながら解決していった。それらの結果が、昭和8年から昭和15年前後に至る泡盛好況期を生み出した主たる要因であったと考える。ここに至って漸く、明治以来の泡盛製造業における従属的、受動的な経営が終わり、主体的、能動的な経営が始まったと言えるのではなからうか。

##### 〈参考文献〉

- 新崎寛純(1923)「泡盛県外輸出の今昔(一)、(二)、(三)(四)」『琉球新報』記事。
- 大城将保(1988)「近現代の泡盛」『沖縄酒造協同組合10周年記念誌』沖縄酒造協同組合。
- 沖縄県立博物館(1991)『あわもり—その歴史と文化—』。
- 沖縄県(1883-1940)『沖縄県統計書』。
- 沖縄県(1972)『沖縄県史 第3巻各論編2 経済』。
- 沖縄県(1967)『沖縄県史 第16巻 資料編6 新聞集成 政治経済1』。
- 沖縄県(1968)『沖縄県史 第17巻 資料編7 新聞集成 政治経済2』。
- 沖縄県酒造協同組合(2007)『沖縄県酒造協同組合三十周年史』。
- 沖縄県酒造組合連合会(1977)『沖縄県酒造組合連合会誌』。
- 沖縄県酒造組合連合会(2000)『沖縄県酒連50年誌』。
- 金城宏(1978)「寄留商人に関する一考察—その特質と存立基盤—」沖縄国際大学商経学部編『商経論集』No.8(第5号 第2巻)。
- 財団法人沖縄県文化振興会公文書管理部資料編集室(2001)『沖縄県史ビジュアル版8 近世② 江戸上り ~琉球使節の江戸参府~』。
- 佐久本政敦(1998)『泡盛とともに—佐久本政敦自叙伝—』ボーダーインク社。
- 新城永徳「琉文21」(<http://ryubun21.net>)。
- 東京市日本橋三越(1930)『琉球展覧会目録』沖縄県立図書館所蔵。
- 南島社(1933-1934)『南島 郷友版』。
- 西里喜行(1981)『沖縄近代史研究—旧慣温存期の諸問題—』沖縄時事出版。
- 西原文雄(1972)「近代沖縄経済史年表」『沖縄県史 第3巻各論編2 経済』。
- 西原文雄(1977)「明治大正期の泡盛と税制問題」『沖縄史料編集所紀要』第2号。
- 萩尾俊章(2004)『泡盛の文化誌 沖縄の酒をめぐる歴史と民俗』ボーダーインク社。
- 萩尾俊章(2013)「戦前の新聞資料にみる泡盛ならびに泡盛産業を取り巻く様相」『沖縄史料編纂紀要』第36号。
- 萩尾俊章(2016)『泡盛今昔』沖縄民俗遺産研究所。

- 八久保厚志 (2007) 近代地主酒造業の形成と展開—本格焼酎業地域からの視点(1)—『神奈川大学人文学会誌』第 162 号。
- 東恩納寛惇 (1934) 「泡盛雑考」『酒道』(『東恩納寛惇全集 第三卷』第一書房、1979)。
- 原田禺雄訳注 (1995) 訳注『陳侃 使琉球録』榕樹社。
- 宮城栄昌 (1977) 『琉球の歴史』吉川弘文館。
- 宮城栄昌 (1982a) 『琉球使者の江戸上り』第一書房。
- 宮城栄昌 (1982b) 「琉球王府の外交用泡盛」『南島文化』第 4 号。
- 琉球王府編 (1940) 『琉球国由来記』風土記社。